

## 広島県人権啓発推進プラン(改定案)に対する県民意見募集の結果について

広島県人権啓発推進プラン(改定案)に対する県民意見の募集に御協力いただき、ありがとうございました。

寄せられた御意見の内容と県の考え方は次のとおりです。

### 1 募集期間及び意見の件数

- (1) 募集期間 平成28年1月27日(水)から平成28年2月9日(火)まで
- (2) 意見の件数 56件(20人・団体)

### 2 寄せられた御意見の内容と県の考え方

#### 【第1章 はじめに】

意見の内容	対応	該当頁
人権意識が、次第に薄れてきているのではないかと、心配している。	プランに掲げる施策に基づき、人権啓発を推進します。	P 1
「課題解決に向けた実践的な態度を培っていく」と述べられているように、啓発が単に知識の普及に止まることなく、差別をなくすための行動・実践に結びつくことが重要であるが、必ずしも各人権課題の具体的な取組に反映されているとは言い難い。	各人権課題に関する知識や理解を深め、課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくため、プランに掲げる具体的な取組を着実に推進します。	P 1
官の非正規職員は、労働法も公務員法も適用されず、賞与も退職金もなく、月々、10数万足らずで、どうやって人間らしい健康で文化的な生活が送れるのか。 民間に綺麗ごとをいう前に、自ら非正規職員の声にもっと耳を傾けることが、多くの非正規社員を抱える企業により手本となり、よいサイクルを生む契機になるとは考えたことはないのか。	非正規職員の処遇等のあり方については、他の施策において適切に対応していきます。	P 1
「身近な行政サービスを担う市町と連携し…」との記載があるが、市町に加え地域との連携が大いに必要であると考えます。 また、人権擁護委員の存在のアピール自体が必要だと思ふ。	人権啓発の推進に当たっては、広島法務局、広島県、広島市、広島県人権擁護委員連合会などで構成する「広島県人権啓発活動ネットワーク協議会」において、相互の連携・強化を図ることをプランに掲げており、引き続き連携・協力して啓発を推進します。	P 1
3段落目に「性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別など『新たな人権問題』への社会的な関心」とあるが、『認知の遅れている人権問題』が適当ではないか。 性的指向が、ここ最近の問題と捉えられかねられない。	御意見を踏まえ、「性的指向や性同一性障害などの人権問題に対する社会的な関心」に修正します。	P 1
人権課題は時代の変化などに伴って、今後も増加していくものと思われる。 これまでの個人人権課題の啓発が質量ともに極めて不十分である。人権確立を県政の最重要課題とするのにふさわしいものとするため、大幅に啓発予算を計上すべきである。	プランに掲げる施策を実施することができるよう、必要な予算を計上します。	P 1

## 【第2章 人権啓発の推進方策】

意見の内容	対 応	該当頁
<p>【人権に関する基本的な知識の習得】 「人権にかかわる国内法令や国際条約の周知」に加えて、国連の人権関係委員会からの日本政府に対する勧告を紹介するなどして、国際的な人権水準とはいかなるものかを広く啓発すべきである。</p>	<p>プランに掲げる施策の実施段階で、効果的な啓発となるよう検討していきます。</p>	<p>P 2</p>
<p>【人権に関する基本的な知識の習得】 県政世論調査において、基本的人権が不可侵の権利として憲法で保障されていることの認知率が H23 年度と H26 年度の調査結果が変わらないのであれば、徹底的に啓発に努めなければならない。 人口減、高齢化、グローバル化など今まで日本が歩んで来た社会と異なる「社会」に変わっていかねばならないのだから、世界共通の人権問題に向けて推進すべきである。</p>	<p>プランに掲げる施策に基づき、人権啓発の推進に取り組みます。</p>	<p>P 2</p>
<p>【生命の尊さ】 自殺のことが触れられていない。他人の命を奪うことは絶対にいけないが、自分の命の大切さを認識することも必要ではないか。 自殺は、差別や偏見のため、社会から孤立し居場所を無くすことが原因である。自殺防止の取組も必要である。</p>	<p>御意見を踏まえ、自殺防止について追記します。</p>	<p>P 2</p>
<p>【個性の尊重】 個性の尊重を、多様な個性の尊重とする。 まず多様な個性があることが社会の前提だと考えます。そして 4 行目を尊重し合い、共に生きることが大切である、としてはいかがか。</p>	<p>「各人の異なる個性や互いの違い」により、多様さを含め表現しています。 また、「生命の尊さ」において、共生の大切さを実感できるような啓発を推進することを掲げています。</p>	<p>P 2</p>
<p>【人権課題全般】 各事件課題の具体的な取組はあまりにも抽象的すぎて、机上の空論・理想論に終始しており、実現が難しいように思う。</p>	<p>プランに掲げる具体的な取組により、人権啓発を推進していきます。</p>	<p>P 3</p>
<p>【人権課題全般】 教育・啓発で被差別当事者の生の声を聴くことが有効であることは、文科省の「人権教育の指導方法の在り方について―第3次取りまとめ」でも指摘されている。このことを明記すべきである。</p>	<p>プランに掲げる施策の実施段階で、効果的な啓発となるよう取り組みます。 なお、学校教育については、広島県人権教育推進プランや学習指導要領に基づき、取組を実施します。</p>	<p>P 3</p>
<p>【子ども】 「たくましく健やかに生きる力を持つ」を「多様な他者を認め、自己肯定感を持って、たくましく健やかに生きる力を持つ」に、「人格を尊重」を「人格や在り方を尊重」に、「適切な保育や健全な育成を促す指導」を「適切な保育や情報の提供、健全な育成を促す指導」とする。 (同趣旨の意見 2 件)</p>	<p>「人権一般の普遍的な視点からの取組」において、異なる個性を前提とし、互いの違いを認め、尊重し合うことが大切であることを訴えかける啓発を推進することを掲げております。</p>	<p>P 4</p>

意見の内容	対 応	該当頁
<p>【障害者】 障害者基本法の条文などを踏まえて、「障害の有無によって、分け隔てられることなく」という文言を入れ、施策に生かすべきである。広島県が都合の良い解釈で排除すべきではない。 (同趣旨の意見3件)</p>	<p>御意見及び障害者基本法の趣旨を踏まえ、記述を整理するとともに、障害を理由とする差別の解消や障害者の自立及び社会参加の支援のための啓発を行います。</p>	<p>P 6 7</p>
<p>【障害者】 「共生する社会を実現するため、『あいサポート運動』などを通じて」を、「共生する社会を実現するため、子どもの頃から共に学ぶ教育をすすめることなどを通じて」に変更すべきである。</p>	<p>学校教育については、広島県人権教育推進プランや学習指導要領に基づき、取組を実施します。</p>	<p>P 7</p>
<p>【障害者】 障害者権利条約の制定過程でのスローガンである「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」との考え方は、条約を批准した日本のすべての行政機関が基底に置くべきである。「女性」の課題と同様に、障害者に関する施策だけでなく、県政全般について、政策・方針の立案や決定過程への障害当事者の参画を進めることを、具体的な取組に加えてほしい。</p>	<p>障害のある方やその家族の、施策などの意思決定機会への参画等については「広島県障害者プラン」に掲げており、推進しているところです。</p>	<p>P 7</p>
<p>【障害者】 障害者差別解消法の重要な柱である「障害を理由とする差別の禁止」や「合理的配慮の提供義務（一部は努力義務）」を明確に記述すべきである。具体的な取組の中でアライバイ的に記しているが、それでは不十分である。 あいサポートなどの表面的な理解しか進めない施策ばかり推進するのは、大きな間違いを犯すことになる。</p>	<p>御意見及び障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、記述を整理します。</p>	<p>P 6 7</p>
<p>【障害者】 県として、障害者差別（と思われる事例）を受けた場合の相談を受け付け、調査し、場合によってはあっせんや事案の公表などの救済措置を取ること、そのための専門の第三者機関ないしは専門の部署を設置すること、などの積極的な取組をすべきである。また、障害のある女性に関しての複合的な差別についても配慮するよう記述すべきである。</p>	<p>差別解消についての協議を行う障害者差別解消支援地域協議会を設置しており、平成28年度からは、県庁内に相談窓口の設置も予定しています。引き続き、差別解消の取組を進めていきます。</p>	<p>P 7</p>
<p>【障害者】 具体的な取組に、特に学校教育の場で、障害のある子どもと障害のない子どもが、小さい頃から同じ場で共に学ぶようにしていくことを明記してほしい。</p>	<p>学校教育については、広島県人権教育推進プランや学習指導要領に基づき、取組を実施します。</p>	<p>P 7</p>
<p>【同和問題】 「同和地区の環境整備などについては着実に改善されてきたことから～略～一般対策の中で対応することとした」としている点について、国の主張を鵜呑みにしたもので、現実を踏まえた県の主体的な考えが見られない。環境整備で一定の前進をみたものの、環境は時代とともに変化するもので、老朽化した住宅、事業実施当時は広いと思えたが狭隘となった道路など、差別の再生産につながる状況がみられる。また、1996年の「地対協」意見具申は、教育、就労、産業等の面での格差の存在を認め、解消に努めることを求めている。啓発を効果あるものとするためにも、「同和对策審議会」答申の「実体的差別と心理的差別の相互因果関係」を踏まえた「プラン」とすべきである。</p>	<p>プランに掲げる具体的な取組に基づき、同和問題について正しい理解と認識が深められるよう、啓発に取り組んでいきます。 なお、環境整備などの施策ニーズについては、一般対策の中で対応していきます。</p>	<p>P 7</p>

意見の内容	対応	該当頁
<p>【同和問題】</p> <p>「同和問題に関する差別意識は依然として存在しており」は、かねてより私たちが主張しているように、定期的に実態調査を実施し、就労、教育の実態、意識の変化など、数値的根拠をもって示し、説得力を持ったものにすべきである。</p>	<p>県政世論調査などにより、引き続き、人権に関する県民の意識などを調査するよう努めます。</p>	<p>P 7</p>
<p>【同和問題】</p> <p>公正な採用選考はもとより、その水準にとどまることなく、就労の安定を図るための積極的な取組の必要性を明記すべきである。</p>	<p>プランに掲げる具体的な取組に基づき、就職の機会均等が確保されるよう啓発に努めていきます。</p> <p>なお、県民の就労の安定については、他の施策において積極的に取り組んでいきます。</p>	<p>P 7</p>
<p>【同和問題】</p> <p>他の人権課題に比べて、記述の分量が半分程度である。</p> <p>「同和問題に関する差別意識は依然として存在しており、また、社会の情報化の中でインターネットを利用した悪質な差別情報の掲載」の後の例として、戸籍の不正取得、身元調査、収入・教育の格差、結婚の状況などの例を複数並べてはどうか。</p> <p>「同和問題は（中略）差別されるといふ我が国固有の人権問題である。」の一文については、主語として、「同和地区出身者が」が必要である。</p> <p>「同和問題に関する差別意識」は「同和地区出身者に対する差別意識」が適当ではないか。</p> <p>（同趣旨の意見 4 件）</p>	<p>御意見を踏まえ、国の人権教育・啓発白書の記述を基に、現状及び具体的な取組の記述を整理します。</p>	<p>P 7</p>
<p>【同和問題】</p> <p>具体的な取組の①と③は同和問題に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行うという同じ中身であるので、統合させてはどうか。</p> <p>具体的な取組の③で記述している「結婚や就職」以下の部分は、個別課題の説明部分で記述すればよいのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、記述を整理します。</p>	<p>P 7</p>
<p>【同和問題】</p> <p>企業において社員の人権啓発を担当している者であるが、社内の人権啓発研修で、近年特に困っていることは、若い世代の社員のほとんどが同和問題について全く知らないということである。</p> <p>同和問題に関しては、基本的には学校教育のなかで学ぶべきだとは思いますが、それが難しいようであれば、小・中学生を対象に人権教室等の各種研修を実施するなどの施策を明確に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>学校教育については、広島県人権教育推進プランや学習指導要領に基づき、取組を実施します。</p>	<p>P 7</p>
<p>【外国人】</p> <p>近年深刻な問題となっているヘイトスピーチが、許されざる行為であることの啓発とこれに対する県の対応も明確にすべきである、昨年 3 月、県議会で採択した「意見書」の意義についても言及すべきである。</p>	<p>御意見及び意見書の趣旨を踏まえ、県民が外国人の人権について正しい理解と認識を深めていく必要があることを追記します。</p>	<p>P 9</p>

意見の内容	対 応	該当頁
<p><b>【外国人】</b>  プランの趣旨や行動方針には賛成だが、日本人市民・県民への対策が不十分だという感想を持った。  まず日本人の意識改革を優先的に行わないと、プランは絵に描いた餅になりかねない。最近起こった「国籍による入居拒否」などがよい例で、広島県や広島市が人権啓発をいくら呼びかけても、実効性が伴わない。  所謂オールドカマーとニューカマー問題は一律的な提言では解決できない面が多々あると思う。  国に追従しながらの、朝鮮学校いじめから解決しないと、同じ土俵での審議は難しいと思う。</p>	<p>国籍や民族を問わず、人権が尊重され、活躍できる多文化共生社会の実現に向け、県民への啓発を行う必要があると認識しており、プランに掲げる具体的な取組を推進していきます。</p>	<p>P 9</p>
<p><b>【ハンセン病回復者等】</b>  どうやって正しい理解と知識を普及させるのか。無関心な人がほとんどではないか。映画くらい県庁で観たらどうか。</p>	<p>具体的な事業の内容については、毎年、プラン実施状況に関する報告で公表しているところです。  プランに掲げる施策の実施段階で効果的な啓発となるよう、本県職員への研修を含め、引き続き取り組みます。</p>	<p>P10 11</p>
<p><b>【刑を終えて出所した人】</b>  誰に対してどんな啓発ができるのか。  もっと法務省なのか内閣府なのか啓発をすべきではないのかとも思う。  プランに書いてあるのだから、しっかり願います。</p>	<p>刑を終えて出所した人の改善更生は地域社会が支えていくことが必要であることについて、県民の皆様の理解を深めるために、県や関係機関が一体となって「社会を明るくする運動」を実施するなどにより、引き続き、啓発に努めます。</p>	<p>P11</p>
<p><b>【インターネットによる人権侵害】</b>  インターネットにおいて、被差別部落の地名や名字を暴いたものなどが放置されたままの状況にある。インターネットへの書き込み等については、法の不備を明らかにした上で、何らかの規制、禁止の必要性を盛り込んだ啓発内容とすべきである。また、県独自の対応も示すべきである。</p>	<p>インターネットを利用した差別表現の流布など、人権侵害事案に対応するため、早急に実効性のある人権救済制度の確立に努めるよう、引き続き国に要望していきます。</p>	<p>P12 13</p>
<p><b>【インターネットによる人権侵害】</b>  本文の最後の行に、「特に、青少年への啓発を強めると共に、インターネット利用環境の向上をより高めていく必要がある。」を、具体的な取組に、「③小・中学生等の利用環境の向上に努める。」を追加する。</p>	<p>「(2) 子ども」の項において、インターネットを適正に利用するための啓発を行うことを掲げており、推進に努めます。</p>	<p>P12 13</p>
<p><b>【性的指向・性同一性障害】</b>  県民がセクシュアルマイノリティ（同性愛、性同一性障害などの性的少数者）について正しい知識を持ち、偏見・差別が解消されるよう、公務員や教員研修会の開催、啓発資料の配布、当事者が就職や賃貸住宅への入居に際して、不利益を蒙ることの無いよう当事者団体等との連携などにより企業などに対して働きかけを行うこと。</p>	<p>プランに掲げる具体的な取組の実施段階で、効果的な啓発となるよう、取り組みます。</p>	<p>P13</p>

意見の内容	対 応	該当頁
<p>【性的指向・性同一性障害】</p> <p>中国新聞（2014年6月17日付け）の紙面によると、性同一性障害を抱える児童を理解するための取組は、県教育委員会にないとの報道がなされている。</p> <p>広島県人権教育・啓発指針によると、多様な機会を通じた人権教育・啓発の推進を掲げているが、県教育委員会としてはどのような動きをするのか、反映してほしい。</p>	<p>学校教育については、広島県人権教育推進プランや学習指導要領に基づき、取組を実施します。</p>	P13
<p>【性的指向・性同一性障害】</p> <p>○ 生まれつきの性別と本人が自認する性別の違和に苦しむ当事者の状況は多様であることから、「性的指向や性同一性障害を」を「性的指向や性同一性障害等」や「性的指向や性同一性障害等の性的マイノリティ」に修正してほしい。</p> <p>○ 当事者だけでなく、家族も深く苦しんでいることから、「性同一性障害などに関する相談」を「性同一性障害を始めとする性的マイノリティ当事者や家族などからの相談」に修正してほしい。</p> <p>○ 性的指向は生まれつきのものであることから、「偏見や差別」を「いわれない偏見や差別」に修正してほしい。</p> <p>○ 「啓発を行う」→「啓発と相談体制と支援の充実、当事者団体との連携を行う」</p> <p>（同趣旨の意見3件）</p>	<p>○ 国の人権教育・啓発白書の表記を参考に、表記しています。</p> <p>○ 性同一性障害などについての当事者や家族などからの相談を、「性同一性障害などに関する相談」と表記しています。</p> <p>○ 偏見や差別はいわれのないものであることから他の人権課題についても「偏見」と「差別」とのみ表記しています。</p> <p>○ 人権啓発に関する施策を推進するための計画であることから、啓発を行うことを掲げています。</p>	P13
<p>【性的指向・性同一性障害】</p> <p>鳥取県では、性的マイノリティについて、独立した項目を設け、積極的に当事者団体と啓発活動に取り組んでいる。愛媛県も重要な人権施策として取り組んでいる。</p> <p>広島県においても、積極的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>プランにおいて、新たに「性的指向や性同一性障害」を理由とする差別や偏見の解消に向けた啓発を行うことを掲げており、啓発に取り組んでいきます。</p>	P13
<p>【性的指向・性同一性障害】</p> <p>広島県人権啓発推進の今後の方針に、積極的に性的マイノリティの人権に配慮し啓発活動に取り組むことを求める。</p>		
<p>【性的指向・性同一性障害】</p> <p>性的マイノリティの割合は、7.6%（2015年4月電通総研調査）、13人に1人といわれている。平成28年1月1日現在の広島県の推計人口にこの割合を適用すると、性的マイノリティは約214,796人存在することになる。いわれない差別や偏見をうけている可能性がある。多様性を認める広島県であることを求める。</p>	<p>「人権一般の普遍的な視点からの取組」において、異なる個性を前提とし、互いの違いを認め、尊重し合うことが大切であることを訴えかける啓発を推進することを掲げており、啓発に取り組んでいきます。</p>	P13
<p>【性的指向・性同一性障害】</p> <p>「性的指向」と「性自認」を想定していない法制度や社会構造となっており特に「教育」に関しては教職員や親、生徒の無理解や誤解によるいじめや不登校、自殺を引き起こす。直ちに支援制度の充実と人権教育・啓発活動の推進を求める。</p>	<p>プランに基づき、人権啓発を推進します。</p> <p>なお、学校教育については、広島県人権教育推進プランや学習指導要領に基づき、取組を実施します。</p>	P13

意見の内容	対 応	該当頁
<p>【性的指向・性同一性障害】 電子申請システムでの性別を選択することは性同一性障害者に配慮されていないため、削除すべきである。</p>	<p>性別を選択することが難しい方に配慮して、性別については必須項目ではなく選択項目としています。</p>	<p>P13</p>
<p>【その他】 被爆者・被爆2世への偏見をなくすための啓発を項目として起こすべきである。</p>	<p>平成14年の策定以降、プランに掲げる施策に基づき、日常生活において、人権への配慮が、自然に態度や行動に表れてくるような人権感覚を育むことができるよう、啓発を推進しているところです。</p>	<p>P13</p>
<p>【その他】 被爆者については項目がなかったが、被爆者の高齢化のせいで省かれたのだろうか。</p>		
<p>【その他】 国連の各人権委員会から勧告されている沖縄に対する差別、偏見に対する啓発を項目として起こすべきである。</p>		
<p>【その他】 県民に対しては、意識が向きにくい、あまり報道されていないような人権問題も取り上げて啓発していただきたい。</p>	<p>新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じて、啓発の検討を行うことをプランに掲げています。</p>	<p>P13</p>
<p>【人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等】 県、市町、関係機関職員、とりわけ若年層に同和問題理解の不十分さ、希薄化が見られることを踏まえ、「同和对策審議会」答申の「同和問題の解決は国の責務である国民的課題」を基底に置いた、同和問題研修の重要性を明記すべきである。</p>	<p>人権問題について、県職員に対する研修を実施すること及び市町などが実施する研修などを支援することをプランに掲げており、引き続き啓発に努めます。</p>	<p>P14</p>
<p>【人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等】 人権は、さまざまな施策すべての基本になるものだと思う。 県民への啓発はもちろんだが、県の組織内での意識啓発も重視していただきたい。</p>		
<p>【総合的かつ効果的な人権啓発の推進】 幅のある組織を考えるため、「(8) スポーツ組織との連携・協力」を「(8) 文化・スポーツ組織との連携・協力」に変更する。</p>	<p>御意見を踏まえ、「(8) スポーツ組織などとの連携・協力」と修正します。</p>	<p>P16</p>
<p>【総合的かつ効果的な人権啓発の推進】 「スポーツ組織との連携、協力」を「スポーツ組織および当事者・支援者団体等との連携、協力」に修正していただきたい。 (同趣旨の意見2件)</p>	<p>人権啓発の推進に当たっては、行政の主体性、中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別して実施しなければならないと定めた「広島県人権教育・啓発指針」に基づき、人権啓発・広報の実施段階で連携について検討していきます。</p>	<p>P16</p>
<p>【総合的かつ効果的な人権啓発の推進】 カープやサンフレの試合中に、人権を大切にすメッセージを流すことは、日ごろ、人権を考えることの少ない小さな子から高齢者まで、気づき、考えるきっかけとなるので、これからも続けていってほしい。</p>	<p>引き続き、地元のスポーツチームとの連携などにより、県民が親しみやすい効果的な人権啓発に努めます。</p>	<p>P16</p>